

日本原子力学会倫理規程

2005年11月25日 第477回理事会改訂承認

~~(1)「我々日本原子力学会会員は、原子力技術が人類に著しい利益をもたらすとともにだけでなく、大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。このことを我々日本原子力学会会員は常に深く認識しその上に立って原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を抱き、~~原子力による人類の福祉と社会の持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く⁽¹⁾希求する。

~~そのため日本原子力学会会員は~~⁽²⁾原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会~~におけるとの~~⁽³⁾調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。

これらの理念を実践するため、我々日本原子力学会~~会員~~⁽⁴⁾は、その心構えと言行の規範をここに制定する。

- (1) 「倫理規程には自らを規制するという行動制約型の文が並ぶのはやむをえないところもあるが、前文には、内発性・自発性を高める表現が少しは強調されるべき」との意見を反映させた。なお、公衆審査に掛けた改訂案原案では原子力に功罪両面があることを重ねて述べていたが、読みづらくなることから公衆審査後に修文している。
- (2) 主語の明確化を図った。
- (3) 「社会における調和」という表現は不自然だとの指摘から、平易な表現に直したものの。なお、「社会との調和」という表現は、自己と社会をまず対立的に捉えた上での調和を意味し、「社会における調和」は自己も社会の一員であるという認識に立った上での調和を意味するのではないか、との議論があったが、この言葉だけでそこまでの理解を求めるのは困難との判断から、より平易な表現に直している。
- (4) 「日本原子力学会会員」より「日本原子力学会会員」のほうが日本語として正確であるため変更した。

憲章

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。
2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて ~~公衆が安心感を得られる~~ 社会の信頼を得る⁽⁵⁾ よう努力する。
3. 会員は、自らの専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力も向上するように努める。
4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。
5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たし、~~社会における調和を図る~~ 社会的信頼を得る⁽⁶⁾ ように努める。
6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。
7. 会員は、⁽⁷⁾ ~~自らの業務に関する契約が本憲章の他の条項あらゆる法や社会の規範に抵触しない~~ かぎり範囲で、その契約のもとに自らの業務に係る契約を尊重して⁽⁷⁾ 誠実に行動する。
8. 会員は、原子力 業務⁽⁸⁾ に従事することに誇りを持ち、その 職業業務⁽⁸⁾ の社会的な評価を高めるよう努力する。

(5) 「安心してもらう」という表現には、そのため具体的に何をすればいいのかわからないところがあることから、「信頼を得る」という表現に変えた。なお、変更前の表現はパターンリズム（父親的温情主義）的という意見や、そもそも「倫理的行動をしっかりとしていればいずれ公衆は安心してくれる」とする考え方への疑問も提示された。

(6) 「社会における調和」という表現は不自然な上、目標としても不明確なところがあることから、「社会的信頼を得る」という表現に変えた。

(7) 契約が本憲章の他の条項に抵触しなければ、たとえ法に抵触してもその契約を尊重するのかわきの疑義があり、修正した。なお、契約の尊重は当たり前のことであり、わざわざ倫理規程に盛り込む必要はないとの意見もあったが、契約尊重も当然大切だとして条文としている。ただし、安全重視のような規範よりは下位の規範であることを明示している。なお、公衆審査に掛けた改訂案原案では「あらゆる法や規範に抵触しないかぎり」という表現を用いていたが、「法や社会の規範に抵触しない範囲で」という表現のほうが適切との意見があり、社会の規範にぎりぎり抵触しないことで満足する姿勢は問題だということでそのように修正している。

(8) 「原子力に従事する」という表現は日本語として適切でないことから「業務」を補うとともに、それに合わせて「職」も「業務」とした。

行動の手引

本倫理規程は日本原子力学会会員⁽⁴⁾の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々会員はこれを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとすることを宣言する。

我々を取り巻く環境は有限であり、かつ人類だけのものでないことから、会員は地域と地球の環境保全に対する最大限の配慮なしには人類の福祉と持続的発展は望めないとの認識に立って行動する。

日本原子力学会の会員⁽⁹⁾には⁽¹⁰⁾→個人会員（正会員、推薦会員、学生会員~~からなる個人会員~~）のほか、企業や法人等の組織が対象となる賛助会員の企業または団体も含まれる。がある。そのため本倫理規程には、個人会員として守るべきものばかりでなく、企業や団体という組織が守るべきもの~~が多くも~~含まれている。~~一方、~~組織の構成員は組織の利益のみを優先させ、組織の責務を軽視する場合があるが、そうであってはならない。さらに個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできないことを銘記する。また、~~賛助会員の企業または団体~~⁽¹⁰⁾は、本倫理規程が遵守されるよう、率先して組織内の体制の整備に努める。

本倫理規程は会員の専門⁽¹¹⁾活動について定めたものであるが、非会員が生じさせる原子力分野における⁽¹²⁾トラブルに対しても我々会員は一定の責任を有することを自覚する。すなわち会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させるよう努める。

~~よき社会人であるためには契約を尊重しなければならない。しかし法律に違反するような契約は無効であることを我々会員は銘記する。~~⁽¹³⁾

以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するため考えるべき事柄である。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することを誓う。

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

なお、1-1. から1-3. は憲章第1条関係、2-1. から2-9. は憲章第2条関係というように、それぞれが憲章の条文と対応しているので、憲章の条文と合わせて読んでいただきたい。⁽¹⁴⁾

<原子力利用の基本方針>

1-1. 原子力の平和利用は、原子力発電⁽¹⁵⁾に関連する分野からに関連するエネルギー分野だけでなく、理学・医療・農業・工業等におけるをはじめ放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたっており、本会の専門分野はこれらのすべて~~の分野~~⁽¹⁵⁾と関連している。会員は専門とする技術がその大小はともあれ人類に恩恵をもたらすと同時に⁽¹⁶⁾ 災禍を招く可能性があることを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動する。

<平和利用への限定>

1-2. 原子力の利用は平和目的に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない。

<核拡散への注意>

1-3. 会員は、原子力技術が核兵器の研究・開発・製造等に結びつく恐れがあることを認識し、自らの行動が結果として核拡散に寄与することがないように最大限の注意を払う。⁽¹⁷⁾

<諸課題解決への努力>

1-~~2~~4⁽¹⁸⁾. 人類の生存の質の向上、快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない~~容易ではない~~⁽¹⁹⁾。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積む。

<安全確保の努力>

2-1. 会員は、原子力技術~~は~~は、たとえ平和利用であっても、⁽²⁰⁾ 取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能性があることをよく理解し、安全確保のため常に最大限の努力を払う。

<安全知識・技術の習得>

2-2. 会員は、原子力・放射線に関連する事業、研究、諸作業において、法令・規則を遵守することはもちろん、安全を確保するために必要な専門知識・技術の向上に努める。

<効率優先への戒め>

2-3. 会員は、原子力・放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化を行わない。効率化すなわち進歩と誤解して安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない。

<経済性優先への戒め>

2-4. 会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、⁽²¹⁾ 目先の経済性を安全性に優先させない。また、資金不足を理由に、安全性の低下した状態を放置する理由とは⁽²¹⁾しない。

<安全性向上の努力>

2-5. 会員は、運転管理する施設の安全性向上に努める。安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者⁽²²⁾へ働きかけ、改善されるよう努める。なお、原子力に関する諸活動において権限を有する者は、その職位職責⁽²²⁾の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。

<慎重さの要求>

2-6. 会員は、原子力・放射線関連の作業においては⁽²³⁾、作業中気付いた点を放置せず、また独断を避けて関係者に確認するなど、常に慎重に振る舞う。これまで国内外の原子力施設において作業の完了を急いだり、⁽²³⁾手順を粗略にして大事故に至った例を想起し、教訓とする。

<技術成熟の過信への戒め>

2-7. 会員は、原子力技術が成熟したとして安全性を過信しない。原子力開発の歴史はいまだ1世紀に満たない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を維持する。

<⁽²⁴⁾公衆の安心安心できる社会の構築>

2-8. ~~公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によって強化される。会員は、自らの行動を厳しく律し、安全を確保する努力を通じて公衆が安心できるよう努める。公衆に「安心」を押し付けない。会員は、技術に対する安心が、技術的な安全だけでなく、技術を扱う者に対する信頼感によって醸成されることを、よく理解し、安全の確保に努めるとともに、安心できる社会の構築に貢献する。~~

<会員の安心への戒め>

2-9. 会員は、~~公衆の安心を求め~~ること~~で安全を確保する努力を過信し~~、自らが安心してはならない。公衆の安心信頼は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の意見・批判をよく聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加すること⁽²⁴⁾によって得られる。

<専門能力>

3-1. ここでいう専門能力とは、原子力に関する技術的能力だけでなく、倫理的行動をとるために必要な能力も含む。また求められる専門能力は、社会とともに変化することを自覚し、常に社会から要請される能力を備えるよう努める。⁽²⁵⁾

<新知識の取得>

3-~~1~~2⁽¹⁸⁾. 会員は、専門家として常に自己研鑽に励み、関係する法令や規則、日々進歩する学問・技術を学び、自身の専門能力を磨く。古い定型的な知識だけ

をもって専門家として行動することは慎む。

<経験からの学習と技術の継承>

3-~~2~~3⁽¹⁸⁾．会員は、経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは、できるだけ多くのことを学び、その再発防止に努めるとともに、技術・知見の継承に努める。

<関係者の専門能力向上>

3-~~3~~4⁽¹⁸⁾．会員は、専門家として自らが研鑽に励むだけではなく、専門能力を有すべき周囲の者、特に自らの監督下にある者の専門能力向上にも努力し、機会を与えるよう努める。

<正確な知識の獲得と伝達>

3-~~4~~5⁽¹⁸⁾．会員は、常に正確な知識の獲得に努め、その知識を周囲の者に伝える。

<能力向上のための環境整備>

3-~~5~~6⁽¹⁸⁾．会員は、所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力~~向上を~~
~~阻害する環境にあるときには、その環境を変えるよう努める。~~を向上できる
環境を整備し、維持に努める。⁽²⁶⁾

<自己能力の把握>

4-1．会員は、遂行しようとしている業務が自らの能力不足のため安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。

<所属組織の災害防止>

4-2．会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、必要に応じ構成員の意識改革を図り、また組織を変革するよう努める。

<他の組織による監査>

4-3．会員は、所属する組織が自ら安全確保のための努力を払っているのみならず、適切な~~他の組織の~~⁽²⁷⁾監査を受け~~合格基準を満た~~⁽²⁸⁾しているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合にはそれを設けるよう努める。

<公的資格に関する法令遵守>

4-4．会員は、原子力分野の公的資格を必要とする業務を資格なしで行わず、無資格者に行わせない。

<公的資格の尊重>

4-5．会員は、~~所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重していない場合には尊重させるよう働きかける。組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組み、公的資格取得者を優遇する。公的資格取得に取り組むとともに、公的資格が取得しやすい環境整備に努める。~~⁽²⁹⁾

<正確な情報の取得と確認>

5-1．会員は、専門家として正しい情報を取得し、その正しさを自ら確認する。
特に⁽³⁰⁾安全に係る情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があるの

で、特にその正確な取得と確認に⁽³⁰⁾ 入念な注意を払う。

<情報の公開>

5-2. 原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても公開する。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。会員は、情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊することを認識し、たとえその情報が自分自身や所属する組織に不利であっても積極的な公開に努める。また、所属する組織が情報公開の手順を定めていない場合は、会員は、適切な公開が可能となるように手順の制定を組織に働きかける。⁽³¹⁾

<守秘義務と情報公開>

5-3. 会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけるとともに、必要やむを得ない場合は、たとえ守秘義務違反に係る情報であってもその情報を開示する等により、公衆の安全の確保を優先させる。⁽³²⁾

<非公開情報の取り扱い>

5-4. 原子力に係る情報でも、核不拡散や核物質防護、公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくない不適切と判断される⁽³³⁾ものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれそのこと⁽³³⁾を明示し、公開できない理由を説明する。

<説明責任>

5-5. 会員は、専門の業務について⁽³⁴⁾、その目的・方法を周囲の者全てに・成果等について、要求されたならば明快に⁽³⁵⁾説明する責任がある。特に専門家でない周囲の者には、相手の立場に立つ姿勢で⁽³⁶⁾分かりやすく説明する責任がある。

<社会におけるとの⁽³⁷⁾調和>

5-6. 会員は、専門的な知識の説明において専門知識を説明するときは⁽³⁸⁾、一面的な価値観を押し付けることなくの⁽³⁹⁾、他者の意見を傾聴して⁽⁴⁰⁾社会におけるとの⁽³⁷⁾調和に努める。

<組織内の体制整備文化⁽⁴¹⁾>

5-7. 会員は、所属する組織では構成員が倫理に関わる問題を自由に話し合える体制組織の文化⁽⁴¹⁾になっているかを見極め、不十分なときは組織・体制も含め組織の文化（風土、雰囲気）⁽⁴¹⁾を変革するよう努める。

<科学的事実の尊重>

6-1. 会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう努める。

<科学的事実の普及>

6-2. 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努める。

<自らの判断>

6-3. 会員は、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、情報収集に努めた上で、それに関連する専門能力により自ら判断する。

<誠実な行動>

7-1. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、~~雇用者あるいは依頼者の子承なく他の団体または自らを含めた他の個人に利益をもたらすことを避ける。~~雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として、誠実に業務を実施する。その結果、他の団体又は自らを含む個人に利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者の了承を得る。

(42)

<報酬等の正当性>

7-2. 会員は、業務にあたりリベート等を受け取らない。~~リベート等の受け取りは、たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損ね、社会の利益を侵す。~~⁽⁴³⁾業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明できることが必要である。

<組織の私的利用>

7-3. 会員は、勤務時間内に本務以外の業務を行うことも含め、所属する組織の了承・許可なく、組織に帰属する人的・物的・知的資源等の財産権を侵さない。

<利害関係の相反の回避>

7-4. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の回避に努める。~~自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の代理人または受託者として規制・監督に関する業務を行うことは慎む。新たな業務を行う際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行っている場合には、このことを雇用者または依頼者に開示する。恐れのある業務については、雇用者又は依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。~~

(44)

<ルール遵守と形骸化の防止>

7-5. 会員は法令・規則等（以下ルール）を誠実に遵守するとともに常にルール

の妥当性確認や改定に努め、絶えざる研修等によってルール遵守の精神を維持し、各種ルールの規定内容と職務実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。⁽⁴⁵⁾

<契約に関する注意>

7-6. 会員は、よき社会人であるためには契約を尊重しなければならないこと、法律に違反する恐れのあるような契約は締結すべきでないことを銘記する。

⁽⁴⁶⁾

<指導者の規範>

8-1. 組織の中で指導的立場にある者は、組織内の模範となるよう、業務上の責任と業務にかかる説明責任を十分認識して行動する。また組織内における不正行為・不正行為の見過ごしなどの不作為については、自ら敢然としてこれを防止する。⁽⁴⁷⁾

<専門分野等の研鑽と協調>

8-2. 会員は、専門とする分野について未知の領域の探求などチャレンジ精神を發揮し、自己研鑽に励むとともに、関連する専門分野について理解を深め、これを尊重し、業務の遂行にあたり常に協調の精神で臨む。

<社会からの付託>

8-3. 会員は、原子力という技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けている。それは、一般社会との無言の契約が成立していることであり、その契約のもとに、会員に特別の責任・倫理観を求めていることを常に念頭に置き、行動しなければならない。⁽⁴⁸⁾

- (9) ここだけ日本原子力学会の会員であったが、他と合わせて「日本原子力学会会員」に統一した。
- (10) 公衆審査に掛けた改訂案原案では、「組織の構成員は組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視する場合がある」と述べていたものの、「そうであってはならない」旨を明記していなかったため論旨が混乱していた。公衆審査での提出意見を踏まえ、接続詞なども整理し、論旨を明確化した。また、組織が守るべきものは倫理規程では最小限必要なことに限る方針で改訂したことから「多く含まれる」の「多く」も削除している。
- (11) ここでは特に「専門活動」と狭めた表現を使う必要はないので単に「活動」とした。
- (12) 「原子力に直接関係するもの」という限定的な感じを与えないとともに日本語としてより自然な表現である「原子力分野におけるトラブル」に修正した。
- (13) 条文として記すべき内容なので、行動の手引7-6.へ移動し、ここは削除した。
- (14) 行動の手引は憲章の各条文を掘り下げの形で書かれているため、行動の手引だけ

を並べると、重複しているように感じるものもある。あくまで憲章の条文と関係付けて読んでもらいたいため、ここに解説を付記した。

- (15) 修正前の文では「理学」が応用分野の「医療」「農業」「工業」と並べられていたが、基礎科学分野は「理学」だけではないのではないかという問題提起があり、応用分野だけを強調する形で文章全体を見直した。
- (16) 災禍を招く恐れだけを強調するのではなく、恩恵についても記述することとした。また、災禍の「大小」などは言わずもがなのことなので削除した。
- (17) 単に平和利用に徹するだけでなく、核拡散への注意を払うことも大切なので、条文を追加した。
- (18) 前のほうに新しい条文を挿入されたことで条文番号が変更となった。
- (19) 問題なのは道筋が「明らかではない」ことではなく「容易ではない」ことなので修正した。
- (20) 原子力は平和利用に限定することは1-2. に明記しているが、これはできるだけ強調すべきことであるので、ここにも「たとえ平和利用であっても」を追記した。
- (21) 経済性と安全性はどちらかを選ぶというものではなく、安全性を確保してこそ経済性も成立するものである。このため両者がトレードオフの関係にあるかのように読めるこの条文は問題だとの意見があったが、実際には「目先の経済性」を考えて「安全性」を軽視する可能性があることは否定できない。そこで分かりやすさを重視し、「目先の」を付けることで条文の全体構造は変えないこととした。後半の条文で主張すべきは「理由」を言って言い訳しないことより、「安全性の低下した状態を放置しない」ことであるので、そこを明確化し読みやすくした。
- (22) 「権限を有する者への働きかけ」では努力の対象を狭めてしまっているので、広く努力することが必要なことが分かるように「を含む利害関係者」という言葉を追加した。また、公衆審査で「職位」より「職責」のほうが適切との意見があり、確かに職務上の責任に着目すべきことから「職責」に修正した。
- (23) 「慎重に振る舞う」という表現だけでは抽象的なので、より具体的に語句を追加した。特に「他者との関わり方」が大切なことを忘れない意味も込めて「関係者に確認」も入れている。ほかに読点を補うなどして文章を明確化し、読みやすくした。
- (24) 「公衆の安心」は求めようとして求められるものではない。このため2-8. では、会員が努力する目標はそれではなく「信頼」であるとして、文章を全面的に見直した。また「公衆の安心」に代え、「安心社会」という表現を選んだ。2-9. では、自らの安心(慢心)をもたらすものは「公衆の安心を求める努力」ではなく「努力の過信」であるので、そのような表現とし、会員が得ようと努力するものは「公衆の安心」ではなく「信頼」であることからこれもそのように修正した。さらに「公衆の信頼」を得るために必要な態度を追加した。「他の意見・批判をよく聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加すること」は他者との関わり方として大切なことである。

なお、公衆審査に掛けた改訂案原案では「安心社会」という表現を用いていたが、「安心社会」とは、さまざまな社会的な規制にしばられ、よそ者を排除するような、閉ざされた共同社会のようなものとして否定的に定義している文献もあるとの指摘を受けた。誤解を避け、主張を明確にするため「安心できる社会」という表現に修正している。

- (25) 倫理観を持つことも専門能力の一つであることを述べるとともに、社会から要請される能力が時代とともに変化することも記載した。
- (26) 単に「阻害する環境にあるとき変革する」のではなく一步進めて「よい環境を整備・維持する」という表現とした。
- (27) 「他の組織の監査」だけでなく「内部監査」も重要であること、「他の組織の監査」と規定するなら他の組織の定義も必要なことから、ここはそこまで細かいことを述べるのではなく単に「適切な監査」とした。
- (28) 監査とは弱点を見つけ改善するために行うものなので、合格という表現ではなく「基準を満たす」という表現とした。
- (29) 倫理規程は個人会員として守るべきものを中心に記述することとしており、対象が組織に限定される条文は避けることとした。ただし、「会員」には賛助会員も含まれるので、組織としてもこの倫理規程を遵守しなければならないことは言うまでもない。所属組織の公的資格尊重の見極めや働きかけまで会員に要求するのは他の条項とのバランスで厳しすぎること、優遇まで要求するのは倫理規程として違和感があることにも留意して修正している。
- (30) 「安全に係る情報の正確な取得と確認」の大切さをより強調するようにした。
- (31) 情報公開は大変重要である。しかし会員が組織の一員として公開する場合、組織のルールに則って行う必要がある。修正前の文では会員に無理なことを要求しているように受け取られる恐れがあるので、全面的に見直した。
- (32) この条項は、5-2. 以上に会員にとって実行することが難しい規定である。しかしながら、公衆の安全上必要不可欠な情報についてやむをえず公開することは、公益通報者保護法の趣旨に沿った行為である。ただ、所属する組織への働きかけという手順を踏むことも必要であり、それを追記する形で全面的に見直した。
- (33) 「好ましくないもの」という表現では誰が判断するのかが明確でない。あくまで自分の責任で判断するべきであることから、表現を見直した。また、「あらかじめ」何もかも明示することは事実上不可能であること、公開できない理由が説明できることが大切で「あらかじめ」であることは好ましい程度であることから、これは削除した。
- (34) 説明するのは業務そのものの目的や方法だけでなく、業務に関連して生じること全体であるので、修正した。
- (35) 周囲の者すべてへの説明が必要なのではなく、「要求されたならば明快に」説明で

- きることが大切なので、修正した。また、目的・方法だけでは狭いので、成果等という形で結果として生じることも含めるようにした。
- (36) 「分かりやすい説明」というのが独りよがりの分かりやすさであってはならないことを強調するため追記した。
- (37) 「社会における調和」という表現は不自然だとの指摘から、平易な表現に直した。なお、注(3)も参照されたい。
- (38) 日本語としてより自然な表現へ修正した。
- (39) 押し付けをしているつもりはなくとも結果として押し付けになることがあるので、それも避けなければならないという意味が明確になるようにした。
- (40) 社会との調和のためには「他者の意見を傾聴」することが大切であるので追記した。
- (41) 倫理に関わる問題を自由に話し合えるかどうかは、「風土」とか「雰囲気」といった「組織の文化」の醸成がまず必要で、次に「体制」作りであるとの立場に立ち、修正した。
- (42) まず「誠実に行動」することを前面に出し、さらに具体的内容として、「他の団体・個人に利益をもたらす恐れのある場合は、事前に了承を得る」を記述するようにした。
- (43) 修正前の文の「リベート等の受け取りは、たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損ね、社会の利益を侵す。」は、言われなくても判る大儀が急に出てきて違和感があるとのことなので削除した。
- (44) 規制・監督業務を前面に出すのは内容を狭く限定しすぎることになるので避けた。また、利益相反については、回避に努めるという個人的判断の問題ではなく、説明責任の観点からも、厳しく規定にする必要があることから、修正した。なお、この条項は「出向者」が特に留意すべきものである。
- (45) ルールの形骸化の防止に関する条文が是非とも必要との認識から追加した。
- (46) 修正前の倫理規程では行動の手引の前文にあったもの。契約の尊重と法律違反の契約を締結しないことは対立するものではないが、うっかりすると契約の尊重ばかりを優先してそれが法律違反でも尊重する過ちを犯しかねないことを強調している。
- (47) この条文は、いわゆる東電問題などで指導的立場にあるものの責任の重要性が認識されたこともあり、「指導的立場にある会員」に限定する条文であるが、大切な内容であることを再確認した。その上で、不正行為とその見過ごしなどの不作為の防止について記述を追加した。
- (48) 技術者は社会から信頼を受け、その仕事を誠実に履行する責務を負わされているという、社会契約が成り立っていることを、新たな条文として盛り込んだ。なお、公衆審査に掛けた改訂案原案では表題は＜社会との契約＞となっていたが、「契約」の用語は本項以外に、憲章7条、行動の手引7-6にあり、何れも法律行為として

の「契約」の意に使われている。それらとの違和感、不明確な区別についての指摘があり、公衆審査後に表題を〈社会からの付託〉に直している。本文の内容は、技術者には一般社会との無言の契約が成立していることを述べたものであり、法律用語ではないのは明らかなのでそのままとしている。ほかに、公衆審査での提出意見を踏まえ、文章の最後を「常に念頭に置き」と変え、趣旨が明確で読みやすい文章としている。